

行 動 計 画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日 ～ 令和13年8月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率90%以上

<対策>

- 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）、実施

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を各月50時間未満とする。

<対策>

- 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 各部署における問題点の検討及び研修の実施